

須賀川市市道路線認定基準

(目的)

第一条 この基準は、市道路線の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

(市道路線の認定)

第二条 次の各号の一に該当し、市長が必要と認める道路については、議会の議決を経て市道路線として認定することができる。ただし、宅地造成等により築造された道路については、計画時において道路構造令を基本として設計協議をした道路及びこれと同等以上の構造を有すると認められる道路で、道路台帳調整に必要な調書及び図面が整備されていなければ市道路線として認定することはできない。

- 一 起点及び終点が国道、県道、市道のいずれかに連絡する道路
- 二 公共施設又は公益施設に連絡する道路
- 三 集落と集落とを相互に連絡する道路

(構造上の基準)

第三条 道路の構造、敷地等については、次の条件を満たさなければならない。

- 一 道路幅員は、法令その他別に定めるものを除き原則として4メートル以上であること。
- 二 路面が良好で車両交通が円滑な道路であること。
- 三 道路の両側には雨水等を有効に排出するための十分な側溝等を有していること。
- 四 道路の占用物件及び民地との境界が明確であること。
- 五 道路敷地又は道路に付属する施設もしくは工作物が寄付等により須賀川市に所有権が移転できること。

(市道路線認定の特例)

第四条 不特定多数の者が生活道路として利用しており、公共性が高く、かつ集落における道路網の構成から市道路線として認定することが適当と認められる道路であって次の条件を満たしている場合には、前二条の規定にかかわらず市道路線として認定することができる。

- 一 幅員が概ね2メートル以上であること。
- 二 原則として行止り道路でないこと。
- 三 沿線には概ね10戸以上の人家があり生活道路として欠くことのできない道路であること。
- 四 地域関係者全員が市道認定を希望しており、かつ道路敷又はその付属施設等が公有以外の場合は、寄付等によりその所有権を須賀川市に移転できること。

2 前項に定める場合のほか、市長が特に必要と認める道路については、市道路線として認定することができる。

(認定申請)

第五条 市道路線の認定を受けようとする者は、市道路線認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、第四条の規定による認定申請については、その都度必要な書類を指定するものとする。

- 一 用地の寄付申込書(須賀川市公有財産規則の定めるところによる。)
- 二 土地登記簿謄本
- 三 所有権移転登記承諾書
- 四 印鑑証明書
- 五 位置図
- 六 実測平面図
- 七 字限図又は地籍図の写し

(審査等)

第六条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査を行い、この基準に適合すると認められる場合に限り認定の手続きを行うものとする。

附 則

この基準は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和61年12月6日から施行する。